

(介 31)

平成 28 年 4 月 22 日

都道府県医師会 介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

鈴木 邦彦

平成 28 年熊本地震に伴う介護報酬およびケアマネジメント等の取扱いについて

今般の平成 28 年熊本地震及びそれに伴う災害により、被災地域が広範に及ぶとともに、緊急的な対応が必要であることや、各地への避難者の受け入れ状況等を踏まえ、今般、厚生労働省より各都道府県介護保険主管部局宛に、介護報酬およびケアマネジメントの取扱いに関する事務連絡が発出され、本会宛てにも周知協力依頼がありました。

つきましては、貴会におかれましても本内容をご了知いただき、傘下の郡市区医師会及び会員へご周知賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

(添付資料)

- ・平成 28 年 (2016 年) 熊本地震及びそれに伴う災害における介護報酬等の取扱いについて  
(平 28. 4. 22 事務連絡 厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室、高齢者支援課、振興課、老人保健課)
- ・平成 28 年熊本県熊本地方を震源とする地震に伴う要援護者等への適切な支援及びケアマネジメント等の取扱いについて  
(平 28. 4. 22 事務連絡 厚生労働省老健局振興課)



事務連絡  
平成28年4月22日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室  
高齢者支援課  
振興課  
老人保健課

平成28年（2016年）熊本地震及びそれに伴う災害における  
介護報酬等の取扱いについて

平成28年（2016年）熊本地震及びそれに伴う災害に伴い、被災地域が  
広範に及ぶとともに、緊急的な対応が必要であることから、今般、介護報酬等  
の取扱いについて、別添の通り各都道府県・指定都市・中核市介護保険主管部  
（局）あてに事務連絡を発出させていただきました。

貴会におかれましては、同内容について、貴会会員に確実に周知いただきま  
すよう、お願い申し上げます。

事務連絡  
平成28年4月22日

都道府県  
各 指定都市 介護保険担当主管部（局） 御中  
中核市

厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室  
高齢者支援課  
振興課  
老人保健課

平成28年（2016年）熊本地震及びそれに伴う災害における  
介護報酬等の取扱いについて

今般の平成28年（2016年）熊本地震及びそれに伴う災害について、被災地域が広範に及ぶとともに、緊急的な対応が必要であることから、介護報酬等の取扱いについて、下記のとおり整理することといたしました。

つきましては、管内市町村及びサービス事業所等への周知を徹底して頂きますよう、よろしくお願いいたします。

なお、事業所等が被災したことにより、一時的に介護報酬の基本サービス費や加算の算定要件を満たすことができなくなる場合等がありますが、以下に示すものは例示であり、その他の柔軟な取扱いを妨げるものではないことを申し添えます。

記

1. 各サービス共通事項

(1) 新たに介護が必要になった場合の要介護認定の取扱い

被災等により他の市町村に避難した者について、新たに介護が必要となった場合は、避難先の市町村において要介護認定の事務を代行し、事後的に避難元の市町村に報告する等の柔軟な取扱いとしても差し支えない。

その際、認定の重複を避けるため、可能な範囲であらかじめ避難前の市町村と連絡をとる等、適切な対応を図られたい。

- (2) 避難所や避難先の家庭等において居宅サービスを提供した場合  
避難所や避難先の家庭等で生活している要介護者及び要支援者に対して居宅サービスを提供した場合においても、介護報酬の算定は可能である。  
サービスの提供に当たっては、市町村、地域包括支援センター、指定居宅介護支援事業所等との連携を図り、できる限りケアプランに沿って、必要な介護サービスを確保するよう努めること。
- (3) 被災等のために介護保険施設等の入所者が、一時的に別の介護保険施設や医療機関等に避難している場合  
別の介護保険施設や医療機関等に一時的に避難している場合、原則として、避難先の施設等へ入所・入院等を行い、避難先の施設等が施設介護サービス費や診療報酬を請求すること。  
ただし、一時的避難の緊急性が高く手続が間に合わない等やむを得ない場合に、これまで提供されていたサービスを継続して提供できていると保険者が判断したときは、避難前の介護保険施設等が施設介護サービス費等を請求し、避難先の介護保険施設や医療機関等に対して、必要な費用を支払う等の取扱いとしても差し支えない。
- (4) やむを得ない理由により、避難者を居室以外の場所で処遇した場合  
被災等による避難者が介護保険施設等に入所した場合において、やむを得ない理由により、当該避難者を静養室や地域交流スペース等居室以外の場所で処遇を行ったときは、従来型多床室の介護報酬を請求することとして差し支えない。  
なお、本来処遇されるべき場所以外の場所におけるサービス提供が長期的に行われることは適切ではないため、適切なサービスを提供可能な受け入れ先等の確保に努めること。
- (5) サービス提供体制強化加算の算定要件について  
今般の被災等により、介護職員等の増員や新規利用者の受け入れ等を行った事業所については、サービス提供体制強化加算の有資格者等の割合の計算の際、当該職員及び利用者数等を除外して算出してもよい。
- (6) サービス事業所等が被災したことにより、一時的に介護報酬の加算の算定要件に係る人員基準を満たすことができなくなる場合  
基準以上の人員配置をした場合に算定可能となる加算（看護体制加算な

ど) や、有資格者等を配置した上で規定の行為を実施した場合に算定可能となる加算(個別機能訓練加算など)については、利用者の処遇に配慮した上で柔軟な対応が可能である。

## 2. サービス種別

### (1) 訪問介護

#### ① 特定事業所加算

㉞ 特定事業所加算の算定要件である定期的な会議の開催やサービス提供前の文書による指示・サービス提供後の報告について、今般の被災等により、やむを得ず当該要件を満たすことができなくなった場合についても、当該加算の算定は可能である。

① 今般の被災等により、介護職員等の増員や新規利用者の受け入れ、サービス提供回数の増等を行った事業所については、特定事業所加算の有資格者等の割合や重度要介護者等の割合の計算及び配置すべきサービス提供責任者の員数の計算の際、当該職員及び利用者数等を除外して算出してもよい。

#### ② 介護予防訪問介護費

介護予防訪問介護の利用者が市町村を越えて避難した場合、同一保険者内のサービス事業者の変更に応じて日割り計算を行うこと。

#### ③ その他

今般の被災等により、訪問介護等に従事する介護職員が不足した場合、例えば、一時的に通所介護事業所の職員(旧訪問介護員2級過程修了者)を代わりに従事させるときは、通常、介護保険法第75条等に規定する届出を行う必要があるが、緊急性の高さに鑑み、届出時期の猶予等の柔軟な運用を図り、被災者等のサービスの確保に努められたい。

なお、平成11年4月20日の全国課長会議において、「運営規程の内容のうち『従業者の職種、員数及び職務の内容』については、その変更の届出は1年のうちの一定の時期に行うことで足りる」旨の周知を行っており、適宜参照されたい。

### (2) (介護予防)通所介護・認知症対応型通所介護

#### ① 入浴介助加算

今般の被災等により、通所介護事業所等の浴槽等の入浴設備が損壊し、入浴サービスが提供できなくなった場合であっても、事業所が利用者のニーズを確認し、清拭・部分浴など入浴介助に準ずるサービスを提供し

ていると認められるときは、入浴介助加算の算定が可能である。

② 介護予防通所介護費

今般の被災等により、介護予防通所介護事業所が休業し、利用者に対して、介護予防サービス・支援計画に基づく適切な利用回数等のサービスが提供できなかった場合には、当該利用者については、日割り計算を行うこと。

一方、休業の影響を受けず、適切な利用回数等のサービスを提供された利用者については、日割り計算は行わないこと。

日割り計算の方法は、月の総日数から、震災の影響により休業した期間（定期休業日を含む。）を差し引いた日数分について請求すること。

なお、介護予防通所介護事業所がガソリンの調達が困難であり、送迎に支障が生じたことにより、適切な利用回数等のサービスが提供できなかった場合も、同様の取扱いとする。

(3) 短期入所生活介護

短期入所生活介護における長期利用者に対する減算（自費利用などを挟み実質連続 30 日を超える利用者について基本報酬を減算するもの）について、今般の被災により、在宅に戻れずやむを得ず短期入所生活介護を継続している場合には、適用しない取扱いが可能である。

(4) （介護予防）福祉用具貸与

被災前に使用していた福祉用具が滅失又は破損した場合は、再度、貸与を受けることが可能である。

(5) 特定（介護予防）福祉用具販売

被災前に購入していた特定（介護予防）福祉用具が滅失又は破損し、再度同一の福祉用具を購入する場合には、介護保険法施行規則第 70 条第 2 項に定める「特別の事情がある」ものとして、当該購入に係る費用に対し保険給付することは可能である。

(6) 居宅介護支援

① 介護支援専門員が担当する件数が 40 件を超えた場合

被災地や被災地から避難者を受け入れた場合について、介護支援専門員が、やむを得ず一時的に 40 件を超える利用者を担当することになった場合においては、40 件を超える部分について、居宅介護支援費の減額を行わないことが可能である。

② 利用者の居宅を訪問できない場合

被災による交通手段の寸断等により、利用者の居宅を訪問できない等、やむを得ず一時的に基準による運用が困難な場合は、居宅介護支援費の減額を行わないことが可能である。

③ 特定事業所集中減算

被災地において、ケアプラン上のサービスを位置付ける上で、訪問介護事業所の閉鎖などにより、やむを得ず一時的に特定の事業所にサービスが集中せざるを得ない場合、減算を適用しない取扱いが可能である。

(7) 介護保険施設

① 避難前と避難後で別のケアを行っている場合

避難前の施設等においてユニットケアを受けていた利用者が、避難先において従来型施設などの異なる環境でサービスを受けている場合、避難前の施設等において提供していたサービス(ユニットケア)を継続して提供していると判断できるときは、従前の算定区分により請求して差し支えない。

ただし、本来処遇されるべき場所以外の場所におけるサービス提供が長期的に行われることは適当ではないため、適切なサービスを提供できる受け入れ先等の確保に努めること。

② ユニット型個室を多床室として使用した場合

避難者を受け入れて入所させた施設において、これまでユニット型個室として使用していた部屋を多床室として利用した場合、これまで提供してきたユニットケアが継続して提供していると判断できるときは、これまでの利用者の了解を得た上で、これまでの利用者及び被災者の双方について、ユニット型個室の区分により請求して差し支えない。

ただし、本来処遇されるべき場所以外の場所におけるサービス提供が長期的に行われることは適当ではないため、適切なサービスを提供できる受け入れ先等の確保に努めること。



事 務 連 絡  
平成28年4月22日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省老健局振興課

平成28年熊本県熊本地方を震源とする地震に伴う要援護者等への  
適切な支援及びケアマネジメント等の取扱いについて

平成28年（2016年）熊本地震及びそれに伴う災害に伴い、被災地における居宅介護支援事業及び介護予防支援業務の困難性が增大している状況や、各地への避難者の受け入れ状況等を踏まえ、今般、要援護者等への適切な支援及びケアマネジメント等の取扱いについて、別添の通り各都道府県・指定都市・中核市介護保険主管部（局）あてに事務連絡を発出させていただきました。

貴会におかれましては、同内容について、貴会会員に確実に周知いただきますよう、お願い申し上げます。

事務連絡  
平成28年4月22日

都道府県  
各指定都市 介護保険主管部局 御中  
中核市

厚生労働省老健局振興課

平成28年熊本県熊本地方を震源とする地震に伴う要援護者等への  
適切な支援及びケアマネジメント等の取扱いについて

今般の平成28年熊本県熊本地方を震源とする地震の対応につきましては、必要な介護の確保等、高齢者の支援に最大のご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

標記地震の発生以降、被災地における居宅介護支援事業及び介護予防支援業務の困難性が増大している状況や、各地への避難者の受入状況等を踏まえ、居宅介護支援や介護予防支援を実施するにあたり、利用者の支援を最優先に考慮しつつも、柔軟な対応が必要であることから、要援護者への安否確認やアセスメントの実施による適切な支援に可能な限りご配慮いただきますようお願い申し上げます。

また、居宅介護支援等に係る基準・報酬上の取扱い等を下記のとおりといたしますので、円滑な業務の遂行にご尽力くださいますよう管内市区町村への周知をよろしくお願い申し上げます。

記

1. 要援護高齢者等の安否確認と適切な支援の実施について

被災地においては、交通・通信事情が十分に確保されていない状況下ではあるが、地域包括支援センターを中心として、居宅介護支援事業者及び介護サービス事業者と連携しつつ、ひとり暮らし高齢者を中心とした要援護高齢者についての安否確認及び課題の把握（アセスメント）を行い、必要なサービス提供に繋がるよう、可能な限り配慮されたいこと。

2. 居宅介護支援及び介護予防支援の基準及び報酬の取扱いについて

(1) 運営基準等の柔軟な取扱い

居宅介護支援及び介護予防支援に係る事業の基準（介護保険法第80条、第11

5条の23等)については、今般の震災に係る被災状況やその広範にわたる影響に鑑み、被災地(災害救助法の適用を受けた市区町村)及び被災地外であって避難者の受入を行っている地域(以下「被災地等」という。)の事業者が形式的に基準等を満たさないことをもって、指導等を行うことのないよう柔軟な取扱いをすること。

## (2) 基準

### ①指定事項の変更届出の取扱い

介護保険法第82条及び第115条25に係る指定事項の変更届出は、変更があったときから10日以内に都道府県知事又は市区町村長に届出の必要があるが、上記同様に柔軟な取扱いをすること。

### ②やむを得ずサービスを変更する場合の取扱い

被災地等において、利用者が一時避難的にやむを得ずサービスを変更する場合には、居宅サービス計画(ケアプラン)等を変更する必要性が生じるが、その際の居宅サービス計画等については、やむを得ずサービス変更後に作成することやサービス担当者会議を電話や文書等の照会により行うことも可能とする。

### ③移動手段の確保が困難な場合のモニタリング等の取扱い

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚令38、以下「運営基準」という。)に定める居宅サービス計画等の実施状況の把握(モニタリング)について、被災地等において、道路・鉄道等の交通の寸断、ガソリン不足等による移動手段の確保が困難な場合は、電話等により本人又は家族へ確認したことを居宅介護支援経過へ記録することをもって行うことを可能とする。

また、サービス担当者会議についても、各サービス担当者への電話や文書等の照会により行うことも可能とする。

なお、上記は介護予防支援においても同様の取扱いとする。

## (3) 介護報酬

### ①逓減制の適用除外

指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成12年2月10日厚告20)で定める居宅介護支援費におけるいわゆる逓減制(介護支援専門員1人あたり担当件数が40件を超える場合に居宅介護支援費が減額される)について、被災地等において、介護支援専門員が、やむを得ず一時的に40件を超える利用者を担当することになった場合においては、居宅介護支援費の減額を行わないことを可能とする。

### ②運営基準減算及び特定事業所加算の要件

運営基準減算については、被災地等において、やむを得ず一時的に基準による運

用が困難であった場合は、運営基準減算の対象とはしないことを可能とする。

また、特定事業所加算について、やむを得ず一時的に要件を満たさなかった場合についても同様の取扱いとする。

### ③特定事業所集中減算

特定事業所集中減算については、特定の事業所に集中する正当な理由がある場合は適用が除外されることとなっており、やむを得ず一時的にサービスが集中する場合については集中減算の対象としないことができる。

## 3. 利用者が遠隔地等へ避難する場合の円滑なサービス提供について

### (1) 利用者の適切な引継ぎ

利用者が遠隔地等へ避難する場合においては、被災地等の介護支援専門員と避難先の介護支援専門員とが利用者の情報を共有するなど、円滑に利用者が引き継がれるように配慮すること。

また、この場合において、必要に応じて地域包括支援センターが適切に支援すること。

### (2) 介護予防支援の取扱い

利用者が遠隔地等でサービスを利用することに伴い生じる介護予防支援の指定や業務の委託については、当面は緊急的に支援を行うことを確認した上で、事務実施体制が確立された後に正式に委託契約等を締結するなど、避難元と避難先の市区町村及び地域包括支援センターが緊密に連携して対応を行うこと。

### (3) サービス計画作成依頼届出書

被保険者は、居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書又は介護予防サービス計画作成依頼（変更）届出書をあらかじめ市区町村へ届けることとなっているが、被災地等の市区町村への通信手段の寸断等、事前に届出ることが困難な場合は、通信手段の回復後の届出を可能するなど、柔軟な取扱いを行うこと。

## 4. その他

### (1) 給付管理業務について

運営基準第14条に定める給付管理業務におけるサービス利用票等の作成業務について、交通・通信手段の寸断等により、指定居宅サービス事業所等からのサービス実績に係る報告が困難な場合の取扱いについては、必要に応じて、別途連絡する。

### (2) 避難所に避難している要介護者等へのモニタリング等について

災害により被災した世帯の要介護高齢者等が避難所にいる場合は、自宅以外の場所（避難所や避難先の家庭、旅館等）で生活している場合でも必要な居宅サービスが受けられることに鑑み、モニタリング等に際しては避難所等を訪問するなど、避

難中の要介護高齢者等に適宜配慮すること。

(3) 介護予防ケアマネジメントに関する留意点

介護予防ケアマネジメントについては、2(3)を除き、介護予防支援に準じて取り扱うこと。